審查報告書

マンデストロビン

平成29年2月1日

農林水産省消費・安全局農産安全管理課 独立行政法人農林水産消費安全技術センター 本審査報告書は、新規有効成分マンデストロビンを含む製剤の登録に際して、申請者の提出した申請書、添付書類及び試験成績に基づいて実施した審査の結果をとりまとめたものです。

本審査報告書の一部には、マンデストロビンの食品健康影響評価(食品安全委員会)、 残留農薬基準の設定(厚生労働省)並びに水産動植物被害防止及び水質汚濁に係る登録保 留基準の設定(環境省)における評価結果の一部を引用するとともに、それぞれの評価結 果の詳細を参照できるようリンク先を記載しています。これらの評価結果を引用する場合 は、各機関の評価結果から直接引用するようにお願いします。

なお、本審査報告書では、「放射性炭素(¹⁴C)で標識したマンデストロビン及び当該物質の代謝・分解により生じた ¹⁴C を含む物質」について「放射性物質」と表記していますが、他機関の評価結果の引用に際して、別の表現で記述されている場合は、用語の統一を図るため、意味に変更を生じないことを確認した上で、「放射性物質」に置き換えて転記しています。

食品健康影響評価(食品安全委員会)

(URL: http://www.fsc.go.jp/fsciis/evaluationDocument/show/kya20150930437)

残留農薬基準の設定(厚生労働省)

(URL: http://www.mhlw.go.jp/file/06-Seisakujouhou-11130500-Shokuhinanzenbu/0000074697.pdf)

水産動植物被害防止に係る農薬登録保留基準の設定 (環境省)

(URL: http://www.env.go.jp/water/sui-kaitei/kijun/rv/m20_mandestrobin.pdf)

水質汚濁に係る農薬登録保留基準の設定(環境省)

(URL: http://www.env.go.jp/water/dojo/noyaku/odaku kijun/rv/mandesutorobin 27 5 26.pdf)

Most of the summaries and evaluations contained in this report are based on unpublished proprietary data submitted for registration to the Ministry of Agriculture, Forestry and Fisheries, Japan. A registration authority outside of Japan should not grant a registration on the basis of an evaluation unless it has first received authorization for such use from the owner of the data submitted to the Ministry of Agriculture, Forestry and Fisheries, Japan or has received the data on which the summaries are based, either from the owner of the data or from a second party that has obtained permission from the owner of the data for this purpose.

目次

			貝
I.	申請に対	する登録の決定	1
1	. 登録決	や定に関する背景	1
	1.1 申	書	1
	1.2 提	出された試験成績及び資料の要件の確認	1
	1.3 基	準値等の設定	1
	1.3.1	ADI 及び ARfD の設定	1
	1.3.2	食品中の残留農薬基準の設定	1
	1.3.3	水産動植物の被害防止に係る農薬登録保留基準の設定	3
	1.3.4	水質汚濁に係る農薬登録保留基準の設定	3
	1.3.5	農薬登録保留要件(農薬取締法第3条第1項)との関係	3
2	2. 登録の)決定	4
II.	審査報告	±	8
1	. 審查執	B告書の対象農薬及び作成目的	8
	1.1 審	査報告書作成の目的	8
	1.2 有	効成分	8
	1.2.1	申請者	8
	1.2.2	登録名	8
	1.2.3	一般名	8
	1.2.4	化学名	8
	1.2.5	コード番号	8
	1.2.6	分子式、構造式、分子量	8
	1.3 製	剤	9
	1.3.1	申請者	9
	1.3.2	名称及びコード番号	9
	133	制造者	a

1.3.4	剤型	. 9
1.3.5	用途	. 9
1.3.6	組成	. 9
1.4 農	薬の使用方法	10
1.4.1	使用分野	10
1.4.2	適用病害への効果	10
1.4.3	申請された内容の要約	10
1.4.4	諸外国における登録に関する情報	11
2. 審査結	5果	12
2.1 農	薬の基本情報	12
2.1.1	農薬の基本情報	12
2.1.2	物理的·化学的性状	12
2.1.	2.1 有効成分の物理的・化学的性状	12
2.1.	2.2 製剤の物理的・化学的性状	14
2.1.	2.3 製剤の経時安定性	14
2.1.3	使用方法の詳細	15
2.1.4	分類及びラベル表示	16
2.2 分	析法	17
2.2.1	原体	17
2.2.2	製剤	17
2.2.3	作物	17
2.2.	3.1 分析法	17
2.2.	3.2 保存安定性	36
2.2.4	土壤	42
2.2.	4.1 分析法	42
2.2.	4.2 保存安定性	44
2.3 ヒ	ト及び動物の健康への影響	46
2.3.1	ヒト及び動物の健康への影響	46

2.3.1.1	動物代謝	46
2.3.1.2	急性毒性	56
2.3.1.3	短期毒性	58
2.3.1.4	遺伝毒性	60
2.3.1.5	長期毒性及び発がん性	61
2.3.1.6	生殖毒性	64
2.3.1.7	生体機能への影響	66
2.3.1.8	その他の試験	66
2.3.1.9	代謝物及び原体混在物の毒性	71
2.3.1.10) 製剤の毒性	72
2.3.2 AI	DI 及び ARfD	72
2.3.3 水	質汚濁に係る登録保留基準	74
2.3.3.1	登録保留基準値	74
2.3.3.2	水質汚濁予測濃度と農薬登録保留基準値の比較	75
2.3.4 使	用時安全性	75
2.4 残留		77
2.4.1 残	留農薬基準値の対象となる化合物	77
2.4.1 残 2.4.1.1	留農薬基準値の対象となる化合物 植物代謝	
2.4.1.1		77
2.4.1.1	植物代謝	77 85
2.4.1.1 2.4.1.2 2.4.1.3	植物代謝 家畜代謝 <参考データ>	77 85 94
2.4.1.1 2.4.1.2 2.4.1.3	植物代謝	77 85 94
2.4.1.1 2.4.1.2 2.4.1.3 2.4.2 消 2.4.2.1	植物代謝	77 85 94 94
2.4.1.1 2.4.1.2 2.4.1.3 2.4.2 消 2.4.2.1	植物代謝	77 85 94 94 94
2.4.1.1 2.4.1.2 2.4.1.3 2.4.2 消 2.4.2.1 2.4.2.2 2.4.2.3	植物代謝	77 85 94 94 119
2.4.1.1 2.4.1.2 2.4.1.3 2.4.2 消 2.4.2.1 2.4.2.2 2.4.2.3 2.4.2.4	植物代謝	77 85 94 94 119 119
2.4.1.1 2.4.1.2 2.4.1.3 2.4.2 消 2.4.2.1 2.4.2.2 2.4.2.3 2.4.2.4 2.4.2.5	植物代謝	77 85 94 94 119 119 120

2.5.1 環	境中動態の評価対象となる化合物	124
2.5.1.1	土壤中	124
2.5.1.2	水中	124
2.5.2 土	壌中における動態	124
2.5.2.1	土壤中動態	124
2.5.2	1.1 好気的土壤	125
2.5	5.2.1.1.1 マンデストロビンの好気的土壌中動態	125
2.5	5.2.1.1.2 代謝物 K の好気的土壌中動態	133
2.5.2	1.2 嫌気的土壤	135
2.5.2	.1.3 土壌表面光分解 <参考データ>	138
2.5.2.2	土壤残留	144
2.5.2.3	土壤吸着	147
2.5.3 水	中における動態	148
2.5.3.1	加水分解	148
2.5.3.2	水中光分解	148
2.5.3.3	水産動植物被害予測濃度	155
2.5.3.4	水質汚濁予測濃度	156
2.6 標的外	ト生物に対する影響	157
2.6.1 鳥	- 類への影響	157
2.6.2 水	生生物に対する影響	157
2.6.2.1	原体の水産動植物への影響	157
2.6.2.2	水産動植物の被害防止に係る農薬登録保留基準	158
2.6.2	2.1 農薬登録保留基準値	158
2.6.2	2.2 水産動植物被害予測濃度と農薬登録保留基準値の比較	159
2.6.2.3	製剤の水産動植物への影響	159
2.6.2.4	生物濃縮性	160
2.6.3 節	足動物への影響	163
2.6.3.1	ミツバチ	163

	2.6.3.2	蚕	163
	2.6.3.3	天敵昆虫等	163
2.7	薬効及	なび薬害	165
2	.7.1 薬	効	165
2	.7.2 対	象作物への薬害	167
2	.7.3 周	辺農作物への薬害	171
2	.7.4 後	作物への薬害	172
別添1	用語及	び略語	173
別添 2	代謝物	等一覧	176
別添 3	審查資	料一覧	182

I. 申請に対する登録の決定

1. 登録決定に関する背景

1.1 申請

農林水産大臣は、農薬取締法(昭和23年法律第82号)に基づき、平成25年3月7日に新規有効成分マンデストロビンを含む製剤スクレアフロアブル(マンデストロビン40.0%水和剤)及びシバコン(マンデストロビン40.0%水和剤)の登録申請を受けた。

1.2 提出された試験成績及び資料の要件の確認

スクレアフロアブル及びシバコンの申請に際して提出された試験成績及び資料は、以下の 通知に基づく要求項目及びガイドラインを満たしていた。

- ・農薬の登録申請に係る試験成績について (平成 12 年 11 月 24 日付け 12 農産第 8147 号農林水産省農産園芸局長通知)
- ・「農薬の登録申請に係る試験成績について」の運用について (平成13年10月10日付け13生産第3986号農林水産省生産局生産資材課長通知)
- ・農薬の登録申請書等に添付する資料等について (平成14年1月10日付け13生産第3987号農林水産省生産局長通知)
- ・「農薬の登録申請書等に添付する資料等について」の運用について (平成14年1月10日付け13生産第3988号農林水産省生産局生産資材課長通知)

1.3 基準値等の設定

1.3.1 ADI 及び ARfD の設定

食品安全委員会は、食品安全基本法(平成 15 年法律第 48 号)に基づき、マンデストロビンの食品健康影響評価の結果として、以下のとおりマンデストロビンの ADI(一日摂取許容量)及び ARfD(急性参照用量)を設定し、平成 26 年 10 月 7 日付けで厚生労働大臣に通知した。

ADI 0.19 mg/kg 体重/日

ARfD 設定の必要なし

(参照) 食品健康影響評価の結果の通知について (平成 26 年 10 月 7 日付け府食第 774 号食品安全委員会委員長通知)

(URL: http://www.fsc.go.jp/fsciis/evaluationDocument/show/kya20150930437)

1.3.2 食品中の残留農薬基準の設定

厚生労働大臣は、食品衛生法に基づき、マンデストロビンの食品中の残留農薬基準を以下のとおり設定し、平成 27 年 5 月 19 日付けで告示(平成 27 年厚生労働省告示第 273 号)した。

基準値設定対象:マンデストロビン

食品中の残留基準

食品名	残留基準値(ppm)
大豆 1)	0.3
小豆類 ¹⁾	0.2
えんどう ¹⁾	0.3
そら豆 1)	0.3
その他の豆類 ¹⁾	0.3
キャベツ1)	5
ケール 1)	40
こまつなり	40
きょうなり	25
チンゲンサイ ¹⁾	40
その他のあぶらな科野菜 1)	40
レタス(サラダ菜及びちしゃを含む)1)	40
	10
なすり	2
きゅうり (ガーキンを含む) 1)	2
すいか 1)	0.1
メロン類果実 ¹⁾	0.05
未成熟えんどう ¹⁾	5
未成熟いんげん 1)	10
えだまめ ¹⁾	10
その他の野菜 1)	10
りんご ¹⁾	5
日本なし ¹⁾	2
西洋なし ¹⁾	2
££1)	0.2
ネクタリンリ	5
あんず(アプリコットを含む)1)	5
すもも(プルーンを含む)」	2
うめ ¹⁾	5
おうとう(チェリーを含む)1)	5
ぶどう ¹⁾	10
かき 1)	3
茶り	40
その他のハーブ 1)	40

^{1):}農薬の登録申請(平成25年3月7日付け)により基準値設定を要請した食品

(参照) 食品衛生法施行規則の一部を改正する省令及び食品、添加物等の規格基準の一部を 改正する件について(平成27年5月19付け食安発0519第1号厚生労働省医薬食品 局食品安全部長通知)

(URL: http://www.mhlw.go.jp/file/06-Seisakujouhou-11130500-Shokuhinanzenbu/0000086038.pdf)

1.3.3 水産動植物の被害防止に係る農薬登録保留基準の設定

環境大臣は、農薬取締法に基づき、マンデストロビンの水産動植物の被害防止に係る農薬 登録保留基準を以下のとおり設定し、平成 26 年 7 月 10 日に告示した(平成 26 年環境省告示 第 85 号)。

登録保留基準値 120 μg/L

(参照) 水産動植物の被害防止に係る農薬登録保留基準について

(URL: http://www.env.go.jp/water/sui-kaitei/kijun.html)

1.3.4 水質汚濁に係る農薬登録保留基準の設定

環境大臣は、農薬取締法に基づき、マンデストロビンの水質汚濁に係る農薬登録保留基準を以下のとおり設定し、平成27年9月14日に告示した(平成27年環境省告示第110号)。

登録保留基準値 0.50 mg/L

(参照) 水質汚濁に係る農薬登録保留基準について

(URL: http://www.env.go.jp/water/dojo/noyaku/odaku_kijun/kijun.html)

1.3.5 農薬登録保留要件(農薬取締法第3条第1項)との関係

スクレアフロアブル及びシバコンについて、以下のとおり農薬取締法第3条第1項各号に 該当する事例は、認められなかった。

- (1) 申請書の記載事項に虚偽の事実はなかった(第3条第1項第1号)。
- (2)申請書に記載された使用方法及び使用上の注意事項に従い上記農薬を使用する場合、 対象作物、周辺作物及び後作物に薬害を生じるおそれはないと判断した(第3条第1項 第2号)。
- (3) 申請書に記載された使用方法及び使用時安全に係る注意事項に従い上記農薬を使用する場合、使用者に危険を及ぼすおそれはないと判断した(第3条第1項第3号)。
- (4) 申請書に記載された使用方法及び使用上の注意事項に従い上記農薬を使用する場合、 農薬の作物残留の程度及び食品からの摂取量からみて、消費者の健康に影響を及ぼすお それはないと判断した(第3条第1項第4号)。
- (5) 申請書に記載された使用方法に従い上記農薬を使用する場合、農薬の土壌残留の程度

からみて、後作物への残留が生じて消費者の健康に影響を及ぼすおそれはないと判断した(第3条第1項第5号)。

- (6) 申請書に記載された使用方法、使用上の注意事項及び水産動植物に係る注意事項に従い上記農薬を使用する場合、農薬の公共用水域の水中における予測濃度からみて、水産動植物への被害が著しいものとなるおそれはないと判断した(第3条第1項第6号)。
- (7) 申請書に記載された使用方法及び使用上の注意事項に従い上記農薬を使用する場合、 農薬の公共用水域の水中における予測濃度及び魚介類中の推定残留濃度からみて、消費 者の健康に影響を及ぼすおそれはないと判断した(第3条第1項第7号)。
- (8)上記農薬の名称は、主成分及び効果について誤解を生じるおそれはないと判断した(第3条第1項第8号)。
- (9) 申請書に記載された使用方法に従い上記農薬を使用する場合、薬効は認められると判断した(第3条第1項第9号)。
- (10) 上記農薬には、公定規格は定められていない (第3条第1項第10号)。

2. 登録の決定

農林水産大臣は、農薬取締法に基づき、スクレアフロアブル(マンデストロビン 40.0 %水和剤)及びシバコン(マンデストロビン 40.0 %水和剤)を平成 27 年 9 月 14 日に以下のとおり登録した。

スクレアフロアブル

登録番号

第 23701 号

農薬の種類及び名称

種類 マンデストロビン水和剤

名称 スクレアフロアブル

物理的化学的性状

類白色水和性粘稠懸濁液体

有効成分の種類及び含有量

その他の成分の種類及び含有量

適用病害虫の範囲及び使用方法

	西及い使用方法				本剤の	使用	マンデストロビンを含む
作物名	病害虫名	希釈倍数	使用液量	使用時期	使用回数	方法	農薬の総使用回数
なす							
きゅうり			100∼ 300 L/10 a	収穫前日まで	3回以内	散布	
トマト							
ミニトマト							
キャベツ							
レタス	菌核病						
非結球レタス							
メロン		2000 倍					
すいか							
豆類(種実、							3 回以内
ただし、だいず、 らっかせいを除く)							
豆類 (未成熟)							
非結球あぶらな科 葉菜類	炭疽病	-					
4% \ _4%	紫斑病						
だいず	菌核病	-					
りんご	黒星病	2000 倍 ~ 3000 倍	200~ 700 L/10 a				
960	輪紋病						
	晚腐病						
ぶどう	黒とう病						
	うどんこ病						
おうとう	灰星病						
	灰星病						
もも ネクタリン	黒星病						
	ホモプシス腐敗病						
かき	落葉病						
	黒星病						
なし	うどんこ病						
	輪紋病						
小粒核果類	黒星病	1					
	輪斑病	- 2000 倍	200~ 400 L/10 a	摘採3日前 まで			
茶	新梢枯死症						
	炭疽病						
	もち病						

使用上の注意事項

- 1) 使用前に容器をよく振ること。
- 2) 散布液調製後はそのまま放置せず、できるだけすみやかに散布すること。
- 3) 散布量は対象作物の生育段階、栽培形態および散布方法に合わせて調製すること。
- 4) ぶどうに使用する場合、果粉の溶脱を生じるおそれがあるので注意すること。
- 5) 適用作物群に属する作物又はその新品種に本剤を初めて使用する場合は、使用者の責任において事前に薬害の有無を十分確認してから使用すること。なお、病害虫防除所等関係機関の指導を受けることが望ましい。
- 6) 本剤の使用に当っては使用量、使用時期、使用方法等を誤らないように注意し、特に 初めて使用する場合には、病害虫防除所等関係機関の指導を受けることが望ましい。

人畜に有毒な農薬については、その旨及び解毒方法 通常の使用方法ではその該当がない。

水産動植物に有毒な農薬については、その旨この登録に係る使用方法では該当がない。

引火し、爆発し、又は皮膚を害する等の危険のある農薬については、その旨 通常の使用方法ではその該当がない。

貯蔵上の注意事項

直射日光をさけ、食品と区別して、なるべく低温で乾燥した場所に密栓して保管すること。

販売する場合にあっては、その販売に係る容器又は包装の種類及び材質並びに内容量 100 mL、250 mL、500 mL 各ポリエチレン瓶入り

シバコン

登録番号

第 23702 号

農薬の種類及び名称

種類 マンデストロビン水和剤

名称 シバコン

物理的化学的性状

類白色水和性粘稠懸濁液体

有効成分の種類及び含有量

その他の成分の種類及び含有量

適用病害虫の範囲及び使用方法

作物名	適用病害虫名	希釈倍数	使用液量	使用時期	本剤の 使用回数		マンデ ストロヒ ンを含む 農薬の総使用回数
	葉腐病 (ブラウンパッチ)	3000 倍	0.5 L/m ²	発病初期	8回以内	散布	8 回以内
西洋芝	炭疽病						
(ベントグラス)	ダラースポット病						
	フェアリーリング病						
日本芝	フェアリーリング病						

使用上の注意事項

- 1) 使用前に容器をよく振ること。
- 2) 散布液調製後はそのまま放置せず、できるだけすみやかに散布すること。
- 3) 本剤の使用に当っては使用量、使用時期、使用方法等を誤らないように注意し、特に初めて使用する場合は、病害虫防除所等関係機関の指導を受けることが望ましい。

人畜に有毒な農薬については、その旨及び解毒方法

公園等で使用する場合は、散布中及び散布後(少なくとも散布当日)に小児や散布に関係のない者が散布区域に立ち入らないよう縄囲いや立て札を立てるなど配慮し、人畜等に被害を及ぼさないよう注意を払うこと。

水産動植物に有毒な農薬については、その旨

この登録に係る使用方法では該当がない。

引火し、爆発し、又は皮膚を害する等の危険のある農薬については、その旨 通常の使用方法ではその該当がない。

貯蔵上の注意事項

直射日光をさけ、食品と区別して、なるべく低温で乾燥した場所に密栓して保管すること。

販売する場合にあっては、その販売に係る容器又は包装の種類及び材質並びに内容量 100 mL、500 mL、1 L 各ポリエチレン瓶入り